

今月の税務トピックス (所得税の定額減税について)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、物価高・社会保障料の負担増加など、国民負担率の高止まりが続いている。

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、3兆円半ばの規模で所得税・個人住民税の定額減税が令和6年6月1日から施行されます(令和6年改正法附則1ニイ)。

本稿では、給与所得者に対する所得税の定額減税の概要と実務上の留意点について解説します。

I 所得税の定額減税制度の概要

居住者の令和6年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和6年分特別税額控除額が控除されます。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が1,805万円を超える場合については、この限りではありません(措法41の3の3①)。

また、令和6年分特別税額控除額は、次の金額の合計額とされます。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額が限度とされます(措法41の3の3②)。

① 居住者(本人) … 3万円

② 居住者の一定の同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に該当する者に限ります。以下「同一生計配偶者等」といいます。) …
1人につき3万円

II 年齢の判定基準

居住者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するか否かの判定は、その年12月31日(その居住者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況によるものとされます。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況によるものとされます(措法41の3の3③)。

III 給与所得者の特別控除の実施方法

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含むものとされ、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限ります。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額(以下

「控除前源泉徴収税額」といいます。)から特別控除の額に相当する金額(その金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、その控除前源泉徴収税額に相当する金額)が控除されます(措法41の3の7①)。

なお、控除しきれなかった金額は、翌月以降の給与等から順次控除(それぞれの源泉徴収税額に相当する金額が限度とされます。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの主たる給与等に係る源泉徴収税額とされます(措法41の3の7②)。

IV 給与特別控除額の算定

給与特別控除額は、給与所得者及び給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が48万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等1人につき3万円とされます(措法41の3の7③⑤)。

なお、給与等の支払者は、上記Ⅲによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載(記載例:所得税定額減税額××円)し、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載(記載例:源泉徴収時所得税定額減税控除額××円・控除外額××円及び非控除対象配偶者減税の有無)します。

おわりに

「令和6年分所得税の定額減税Q & A(国税庁:令和6年4月11日改訂)」では、合計所得金額が1,805万円を超える者に対しても、令和6年6月1日以後に定額減税を行うこととされ、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととされています(問2-2)。この場合において、定額減税は、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれるか否かにかかわらず、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後の給与等に係る源泉徴収において、控除対象者は一律に定額減税の控除が適用され、控除対象者(本人)が定額減税の適用を受けるか否かの選択はできないとされています(問2-8)。また、令和6年6月2日以降に就職した者は、年末調整又は確定申告で定額減税を受けることとされています(問3-3)。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。